

## 県営住宅への特別申込み

### 1. 内 容

県営住宅の申し込みの場合に、高齢者世帯等に該当する方は優遇措置があります。

### 2. 対 象 者

高齢者世帯

申込者が60歳以上で、同居する親族は次のいずれかで構成している世帯。

※公営住宅の収入基準を満たしている必要があります。

①配偶者

②18歳未満の児童

③60歳以上の親族

④下記の障がい者である親族

(ア) 身体障害者手帳を所持し、4級以上の障がいがある方

(イ) 戦傷病者手帳を所持し、第1款症以上の障がいがある方

(ウ) 重度または中度の知的障がい者（療育手帳のB2またはB（軽度）は除く）である方

(エ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し、2級以上の障がいのある方

その他、障がい者世帯、ひとり親世帯等が対象となります。

### 3. 所得制限

一般世帯の場合 ……月収額158,000円以下

高齢者・障がい者世帯等の場合 ……月収額214,000円以下

月収額：（世帯全員の年間所得額－諸控除）／12

### 4. 家賃

住宅の広さ等の他、収入に応じて家賃は変わります。

### 5. 窓 口

福岡県 本部（県住宅管理部管理課）	TEL	092-781-8029
福岡管理事務所	TEL	092-713-1683
北九州管理事務所	TEL	093-621-3300
行橋出張所	TEL	0930-23-2324
筑後管理事務所	TEL	0942-30-2660
大牟田出張所	TEL	0944-51-3500
筑豊管理事務所	TEL	0948-21-3232

直方出張所

TEL 0949-24-4590

田川出張所

TEL 0947-42-9400